

島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務仕様書

I 概要

1. 目的

島根県立中央病院（以下、「当院」という。）、県の基幹的病院としての役割を有しており、新たに調達するスマートフォン端末には、既設の内線通話機能及びナースコール機能に加えて、電子カルテと連携する患者認証機能を具備し、将来的には医療看護業務の効率化に資する各種通信サービスの導入も視野に入れている。これらを実現するため、院内PHS設備に代えて新たにスマートフォンを導入する。

2. 業務内容

- ①スマートフォン端末及び通信サービスの提供
- ②スマートフォン端末上で利用するアプリケーション一式の提供
- ③スマートフォン端末を利用するためのネットワーク構築、設定、支援業務
- ④院内電波状況の調査及び改善
- ⑤スマートフォン端末と連携するナースコール設備の更新

3. 業務期間

契約締結日から令和13年1月31日まで

準備期間：契約締結日から遅くとも令和8年1月31日までとする。（通信サービス提供までの院内電波状況の調査・改善及びネットワーク構築・設定等）

運用期間：令和8年2月1日から令和13年1月31日（5年間）までとするが、運用開始日はできるだけ前倒しを図ること。

4. スマートフォン端末調達台数

調達台数 750 台

5. 納入場所

島根県立中央病院 島根県出雲市姫原4丁目1-1

6. 納入品及び納入期限

(1) 納入品

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①スマートフォン端末（通信回線契約、アプリケーションを含む） | 750 台 |
| ②スマートフォン端末用充電器・充電ケーブル | 750 台分 |
| ③スマートフォン端末用ケース・保護フィルム | 750 台分 |
| ④医療用ストラップ | 750 本 |

⑤一般ユーザー向け操作マニュアル	1部
⑥システム管理者向け操作マニュアル	1部
⑦ネットワーク設計書	1部
⑧保証書	1式

(2) 納入期限

令和8年1月31日まで

7. スマートフォン端末、通信サービス及びアプリケーションに関わる要件

- (1) 本調達に係る要求要件は、「Ⅱ 提供されるサービスに係る技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 要求要件は、個別に条件が指定されているものを除き、すべて満たすものとする。

8. 院内電波状況の調査及び改善について

- (1) 受託者は、受託者自身または通信事業者等と協力して、当院内でスマートフォンを使用すると想定される箇所における携帯電話回線または sXGP 回線の電波状況を調査し、電波の不感地帯、微弱地帯においてリピーターもしくは基地局の設置等により可能な範囲で電波状況の改善を図ること。
- (2) 運用開始後に電波改善が必要なエリアが判明した場合は、速やかに電波改善対策を行うこと。なお、これに係る費用は、別途請求できる。

9. 導入支援

- (1) 円滑な導入を図るため、当該スマートフォン端末利用者及びシステム管理者向けの説明資料を作成すること。
- (2) 職員に対する研修（基本的な機能、操作方法）を実施すること。研修の方法は、当院での実施もしくはリモートでの対応とし、複数回に分けて行う。また、研修内容は録画のうえ、職員へ配布することを了承するものとする。
- (3) スマートフォン端末の導入後、運用方法について当院の要求に応じて必要なアドバイスをを行うこと。
- (4) 契約期間中のトラブルに対する問い合わせに対応できる体制を整備する。

10. 既設関連設備

- (1) スマートフォン端末と連携する既設電話交換機（PBX）は次のとおりとする。
電話交換機機種：沖電気工業株式会社製 Discoveryneo
保守業者：和幸電通株式会社
- (2) ナースコール設備は、本業務にて更新する予定であり、スマートフォン端末との連携を想定している。
ナースコールメーカー：株式会社ケアコム

(3) 院内には外部と接続していないWi-Fi環境（電子カルテ系）が整備されている。

11. 端末故障、紛失時等の対応

(1) スマートフォン端末の故障・破損・紛失時及び通信環境の変化等によりスマートフォン端末が使用できなくなった場合は、所定の手続きを経て、速やかに代替品への交換を行うこと。この場合、通信事業者もしくはメーカーのサービス拠点が利用できるものであること。なお、代替品は、使用可能な状態で引き渡すものとし、キッティング費用等は、別途請求できるものとする。

(2) スマートフォン端末故障等に備えた補償サービスを見込むこと。

12. ナースコール設備更新に関わる要件

(1) 本調達に係る要求要件は、「Ⅲ ナースコール設備に係る技術的要件」に示すとおりである。

(2) 要求要件は、個別に条件が指定されているものを除き、すべて満たすものとする。

13. 留意事項

(1) スマートフォン端末の調達方法は、一括購入方式を基本とし、レンタル方式も可とする。

(2) 支払い方法は、初期費用は一括払い、月額費用は毎月払い（利用翌月払い）を基本とし、受託者と協議のうえ定める。

(3) スマートフォン通信契約は、5年を原則とする。

(4) FMC 連携または sXGP 連携に係る電話交換機（PBX）側の改修は、本業務に含むものとし、連携に必要な既設電話設備保守業者との調整を行うこと。

(5) スマートフォン端末台数が将来増加した場合でも安定性に優れた通信環境を構築できること。

(6) ナースコール設備は、エリア毎に順次更新するものとし、最初のナースコール設備運用開始日は、スマートフォン端末と同時期とする。

(7) 既設院内ネットワーク設備との連携は、本業務の対象外とする。

(8) ネットワーク構築及びナースコール設備更新に係る施工等については、当院の運営への影響を最小限とし、事前に施設管理者と協議を行うこと。

14. 成果品

(1) 完了報告書及び試験成績表

(2) マニュアル一式、保守体制表

(3) 保証書

(4) その他業務に必要な書類一式

15. 見積範囲

契約期間における以下のサービス提供に係るすべての費用を見込むものとし、初期費用及び月

額費用に振り分けること。費用はできるだけ初期費用に含めること。ただし、値引き金額は計上せず、値引き後の金額を計上すること。

(1) FMCサービス提供の場合

- ①スマートフォン端末費用
- ②端末故障時等の補償サービス費用
- ③スマートフォン端末に係る各種設定費（アプリインストール費用を含む）及び事務手続きに係る費用
- ④スマートフォン端末の通信費用（電話リレーサービス料及びユニバーサルサービス料を含む）及びFMC サービス使用料及び前述の機能要件を満たすためのアプリケーション等の費用
- ⑤院内向け説明会開催に係る費用
- ⑥FMC 連携に係る電話交換機（PBX）と接続するための通信機器設置工事費
- ⑦ナースコール連携に必要な閉鎖回線一式の費用
- ⑧ネットワーク回線利用料、セキュリティサービス、運用、監視などネットワーク回線及びこれに付随するサービス料
- ⑨院内電波状況調査・改善に係る費用
- ⑩ナースコール設備更新に係る設計・工事費

(2) sXGP サービス提供の場合

- ①sXGP ネットワーク構築に係る設計・工事費
- ②スマートフォン端末費用
- ③端末故障時等の補償サービス費用
- ④スマートフォン端末に係る各種設定費（アプリインストール費用を含む）及びライセンスに係る費用
- ⑤2. 業務内容の機能要件を満たすためのアプリケーション等の費用
- ⑥院内向け説明会開催に係る費用
- ⑦sXGP 連携に係る既設電話交換機（PBX）と接続するための通信機器工事費
- ⑧ナースコール連携に係る費用
- ⑨sXGP ネットワーク保守に係る費用
- ⑩院内電波状況調査に係る費用
- ⑪ナースコール設備更新に係る設計・工事費

16. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の遂行上、知り得た情報（当院から受託者へ貸与、受領または閲覧した資料等を含む）は、当院の了承を得ずに第三者に漏らし、または本業務以外の目的に利用してはならない。本業務の終了後も同様とする。

- (3) 受託者は、ネットワーク構築、機器納入及び試験調整後に当院担当者立会のうえ、検査を受け機器の引き渡しを行うこと。

II 提供されるサービスに係る技術的要件

1. スマートフォン端末仕様

(1) 基本要件

- ①通話及びアプリケーションの利用に伴い、当院専用の閉鎖網を構築し、セキュアな環境で使用できること。
- ②個人情報を含む情報の保存先は、論理上インターネット接続されていない当院の専用領域に限定されること。
- ③総務省の指針「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針」（平成30年）及び「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き（改定版）」（令和3年7月）に基づいて、電波を発する機器（基地局、スマートフォン等）からの電波による医療機器への電波干渉が発生しない機器を選定すること。

(2) 通話

- ①内線通話ができること。なお、電話交換機（PBX）は、既設のものを利用する。
- ②内線電話、PHS 及びスマートフォン端末（内線）への内線着信をあらかじめ登録した内線に転送することができること。
- ③内線呼出し時において、発信端末の内線番号を着信端末に通知し、着信履歴により折り返しで呼出しができること。
- ④スマートフォン端末から PBX 経由で外線発信（0 発信）した場合、相手方の端末に当院の代表電話番号を通知できること。

(3) 電話帳

- ①内線電話、PHS 及びスマートフォン端末の連絡先を収納可能な電話帳アプリを有すること。
- ②電話帳に収録する情報は、システム管理者が一元的に管理できる仕様とする。

- (4) 当院でインストールする予定の患者認証アプリ（富士通製「PocketChart」）の動作確認が取れた機種であること。なお、当該アプリは、既設 Wi-Fi 設備を利用し、電子カルテと連携する想定である。

- (5) スマートフォン端末で使用する電波は、5G、LTE(4G)または sXGP とする。

- (6) スマートフォン端末1台当たりのデータ通信容量は、最少容量とする。

- (7) スマートフォン端末のストレージ容量は、業務に支障が生じない範囲で最低容量とする。

(8) ネットワーク仕様

- ①スマートフォン端末とナースコール連携ができること。ただし、院内の既設 Wi-Fi 設備は災害等緊急時を除き、使用しない。
- ②通信事業者等のネットワーク網は、冗長構成となっていること。また、24 時間 365 日監視されていること。

2. キットニング

- (1) スマートフォン端末に SIM を挿入し、当院の指示に従い、ID の付与、各種アプリケーション

ンのインストール、内線電話の割付及びMDMの初期設定を行ったうえで、上記1.に記載する機能すべてを導入時において実現するよう初期設定し、動作確認を行うこと。

- (2) 当院指定の端末情報（管理番号等）を記載したラベルを端末に貼り付ける。
- (3) 画面保護フィルムの貼り付けを行う。
- (4) 共有の初期パスワードの設定を行う。

3. MDM（モバイル端末管理）

(1) 管理者PCから以下の操作、制御ができること。

- ①各スマートフォン端末のログ、通話履歴などが確認できること。
- ②スマートフォン端末紛失・盗難時に遠隔ロックができること。
- ③遠隔によりアプリダウンロード制限、配信、削除ができること。
- ④プリセットアプリは、アプリケーション非表示にて対応できること。
- ⑤OSのアップデート管理機能を有していること。
- ⑥Wi-Fiの利用が制限できること。
- ⑦日本語マニュアル（電子データ、オンラインマニュアル可）を用意すること。

4. 保守

スマートフォン端末やMDMの設定方法などに関する質問に対して、少なくとも平日昼間は、電話又はメールにて対応できること。

Ⅲ ナースコール設備に係る技術的要件

1. 基本事項

(1) 既設ベッド数 568床+5床(感染症外来棟)

(内訳)

階	病棟	病床(室)数	備考
1	感染症外来棟	5	
3	ICU・GCU・一般・感染症	45	
	シャワー・トイレ室	4	
4	一般	40	
	シャワー・トイレ室	4	
5	一般(東)・感染症	22	
	シャワー・トイレ室	4	
	NICU・GCU	24	休床を含む
	一般(西)	37	
	シャワー・トイレ室	6	
6	一般(東)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
	一般(西)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
7	一般(東)	33	休床を含む
	シャワー・トイレ室	5	
	一般(西)・感染症	37	休床を含む
	シャワー・トイレ室	5	
8	一般(東)	15	
	シャワー・トイレ室	4	
	一般(西)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
9	一般(東)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
	一般(西)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
10	一般(東)	45	
	シャワー・トイレ室	5	
	一般(西)	45	
	シャワー・トイレ室	5	

2. ナースコール設備仕様

- (1) 改修範囲は、ナースコール親機、制御機、ナースコール子機等とする。
- (2) ナースコール連携するスマートフォン端末台数は、190台（想定）とする。
- (3) 更新するナースコール親機は、院内ネットワーク設備（カルテ系）との連携を考慮し、また、看護業務の支援ツールとしてスマートフォン端末を有効活用できる機種・機能を有すること。
- (4) スマートフォン端末には、ナースコール連携に必要なアプリケーションを具備すること。

3. 保守

ナースコール設備の保守については、別途契約とする。